

労働契約法の一部改正が決定

第180回国会において、「労働契約法の一部を改正する法律」が成立しました。この改正は、有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合における無期労働契約への転換などを法定化することにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図ることを目的として行われるものです。

労働契約への転換などを法定化することにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図ることを目的として行われるものです。

①有期労働契約の更新等

期間を定めた労働契約（有期労働契約）を何度も更新している労働者が、更新を希望した場合、基本的に会社はその更新を承諾しなくてはならない。更新を拒否する場合には、一般の労働者（正社員など）を解雇するほどの理由がなければ、認められない。

つまり契約社員であっても、更新を繰り返している場合には、契約更新をしないということが基本的にできない、ということです。以前から裁判になった場合は上記のように判断されていましたが、今回、法律の文章としてははっきり定められたということです。

②有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

有期労働契約が何度も更新され、通算5年を超えた場合で、その労働者が「期間の定めのない契約（無期労働契約）」にしてほしいと希望したときは、基本的に会社は無期契約を結ばなくてはならない。

ただし、有期労働契約と有期労働契約のあいだに6か月以上の空白期間がある場合には、2つの労働契約を通算しない、という例外があります。

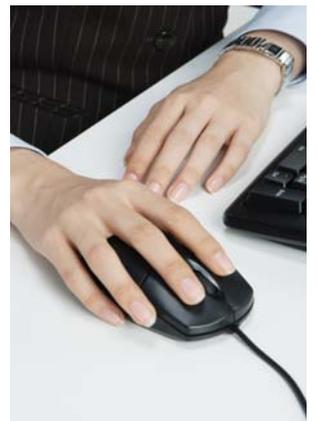
③期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期労働契約の労働者の労働条件が、「有期契約である」ということが理由で、他の労働者（正社員など）の労働条件と違う場合には、正当な理由がなくてはならない。

つまり、職務内容や転勤の有無などの条件が違うために、給与が違うなど、正当な理由があればいいのですが、全く同じ仕事内容なのに、「有期」か「無期」かの差だけで給与などの条件に差がつくのは認められない、ということです。

※①はすでに施行されています。

②と③は1年以内に施行されます。一番気になるのは②の改正だと思いますが、問題になるのは施行後5年経ってからですので、まだ慌てる必要はありませんが、このような改正があったということは、知っておいた方がいいでしょう。



育児・介護制度の利用

利用実績にバラツキ

厚生労働省が発表した、①育児休業制度、②短時間勤務制度、③所定外労働の免除、④子の看護休暇制度、⑤介護休業制度、⑥介護休暇制度に関する利用実績（平成23年4月1日から12月31日まで）の調査結果によると、正社員による①の利用実

績は5割以上で、非正社員でも201〜300人規模の企業では2割を超えました。

しかし、その他の制度については、②短時間勤務制度の利用実績が201〜300人規模の企業の正社員で約45%、③④はいずれも「利用者はいない」の回答が50%を上回る結果となり、制度によって

利用実績にバラツキがあることが明らかにになりました。

正社員男性の利用

正社員の男性の利用実績に着目すると、101〜200人規模の企業において④子の看護休暇制度の利用実績が46%、201〜300人規模では9.0%と、いずれも①育児休業制度の利用実績を上回る結果となっています。

介護制度の利用実績

今回の調査では、201〜300人規模の企業における女性正社員の①育児休業

非正規社員の男性については、①④のいずれについても1%を下回る結果となっていますが、④については101〜200人規模の企業で0.2%、201〜300人規模の企業で0.9%と、①②の0%よりは利用されています。

制度の利用実績が80%と最も多い結果となりましたが、同規模の女性正社員と比較しても⑤介護休業制度は6.1%、⑥介護休暇制度は5.5%と大きな開きがありました。⑤⑥については「対象者がいない」と回答している企業が2割を超え、育児に関する制度よりも対象者・利用者ともに少なくなっていることも原因と考えられますが、約半数の企



業が「利用者はいない」と回答していることから、利用が進んでいないとも考えられます。

社会保険算定基礎届による社会保険料の変更について

毎年1回、社会保険料を見直すための「算定基礎届」。
その届出結果により、9月から社会保険料を変更しなければなりません。

①はじめに

社会保険料は、加入者（被保険者）の給与を切りのよい数字＝標準報酬月額に当てはめて、標準報酬月額に保険料率を乗じて決められます。本稿では、7月に提出した「標準報酬月額算定基礎届」による保険料の変更について、ポイント別に説明します。

②社会保険料の変更について

1. 標準報酬月額はどのように決定するか

「毎年4月、5月、6月に支払った給与」の平均額を標準報酬の等級に当てはめて、「その年の9月分以降」の標準報酬月額を決めます。この平均計算による結果を報告する書類が「標準報酬月額算定基礎届」です。

2. 平均額が実態と合わない場合はどうするか

平均計算の結果が実態に合わない場合は、算定基礎届を記入する際、実態に合わせるために調整することができます。

- ・病欠や育児休業により給与が低下する
- ・特別な繁忙期が4月～6月に重なり給与が増加する

上記のような理由に該当していながら単純平均で算定基礎届を提出している場合、正しく標準報酬月額が決定されていない可能性がありますので、今一度ご確認ください。

3. 標準報酬決定の結果はどのように知らされるか

8月上旬～中旬に、年金事務所から「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」が届きます。現状と掛け離れた標準報酬が記載されていないか、ご確認ください。

4. 新しい保険料天引き額はいくらか

標準報酬決定通知書には保険料額は記載されていませんので、会社で計算しなければなりません。次の要領で保険料天引き額を計算してください。

I. 自社の保険料率を調べる

＜健康保険＞

全国健康保険協会であれば都道府県単位で、健康保険組合等であれば組合ごとに保険料率が定められています。今年9月に健康保険料率の変更はありませんが、念のため「協会けんぽ 都道府県支部」「健康保険組合」のホームページなどで正しい保険料率をご確認ください。

また、40歳～65歳の方は介護保険料の徴収対象となりますので、介護保険料についても併せてご確認ください。（平成24年9月時点：1.55%）

＜厚生年金保険＞

平成24年9月から保険料率が下記の通り変更となりますのでお気を付け下さい。
16.412% → 16.766%（※一般の事業所の場合）

II. 決定通知書の標準報酬月額に保険料率を乗じる

保険料負担は労使折半なので、天引き額は半額となります。

5. いつの給与から天引き額を変更するか

前述の通り「9月分」の保険料から変更となります。しかし、給与の締日や支払日は会社によって異なるため、変更のタイミングには注意が必要です。

社会保険料は、本人負担分と会社負担分を合わせて、当月分保険料を翌月末日に会社の口座から引き落としされます。給与計算のルール上、当月保険料を「当月給与から天引きするか」「翌月給与から天引きするか」のどちらにするか、今一度ご確認ください。

※算定基礎届の保険料変更についてご質問がございましたら、お気軽に当事務所までお尋ねください。



残業の多い職種

月平均は28.6時間

株式会社インテリジェンスは、25〜34歳のビジネスパーソン（正社員・契約社員）5千人を対象に「残業時間」に関するアンケート調査を実施し、その結果を発表しました。

この調査結果によれば、12年における平均残業時間は「月28.6時間」であり、調査開始（07年）以降、最も多くなりま

同社では「リーマンショックによるリストラの実施や採用の抑制で人員を抑えていた中、足元の景気回復により企業で人手不足が発生し、既存社員の残業が増えていることが背景にある」と分析しています。



残業の多い職種

- 職種別（58職種）の平均残業時間の1〜10位は、次の通りとなっています（カッコ内は月平均の残業時間）。
- ① 映像クリエイター (67.0)
 - ② プロパティマネジメント（不動産業）(62.5)
 - ③ セールスエンジニア（製造業）(57.6)
 - ④ コンサルタント（シンクタンク）(51.5)
 - ⑤ 広報 (49.7)
 - ⑥ ゲームクリエイター (45.0)
 - ⑦ ファンドマネジャー・アナリスト (44.3)
 - ⑧ 営業（不動産業）(41.9)
 - ⑨ 商品管理（流通業）(41.8)
 - ⑩ 投資銀行業務 (41.3)

これからの対策

残業増加の要因として「景気回復」と「人手不足」が指摘されていますが、既存社員の業務量（＝残業時間）が増える企業は今後も増加するのではとされています。



企業（人件費の問題）にとっても、従業員（健康上の問題）にとっても大きな負担となりますので、何らかの対策を講じる必要があるでしょう。

旅費規程の見直しで経費節減

財務省主導による調査の結果

財務省から、「民間企業の旅費に関する実態調査」（調査対象3,500社、回答540社）の結果が発表されています（調査実施は株式会社リサーチアンドソリューション）。



この内容は、出張が多く経費がかさみがちな企業にとっては、非常に参考になるものでしょう。

旅費規程の具体的な見直し内容

この調査結果によれば、「過去に旅費規程の見直しを実施した」企業は8割強で、大幅な見直しを実施していない企業は18.0%に過ぎませんでした。

平成23年度調査における「旅費規程」の見直し内容で、約15%以上の企業が実施している内容は次の8項目でした。

- (1) 手続き、精算方法の簡素化 (25.0%)
- (2) ディスカウント・チケット等の利用 (19.3%)
- (3) 手続き、精算方法の厳格化 (17.6%)
- (4) 距離区分・地域区分の見直し (17.0%)
- (5) 出張事前承認・承認の厳格化 (15.9%)
- (6) 日当の引下げ (15.4%)
- (7) 職階区分の見直し (14.6%)
- (8) 宿泊料の実費支給化 (14.6%)

具体的な経費節減策

また、出張関連の経費節減策として、下記の内容を実施している企業が多いようです。出張旅費が増加傾向にある企業にとっては経費節減のヒントとなるでしょう。

- ・ 出張件数の削減（必要な出張のみ実施、事前承認の厳格化、テレビ会議システムの導入）
- ・ 出張内容の短縮、小規模化
- ・ 「宿泊出張」から「日帰り出張」への変更
- ・ 各種割引運賃、パック商品、コーポレートカードの利用
- ・ 旅行代理店との契約
- ・ 会社でのマイレージの管理

お仕事カレンダー

9/10

- ・ 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- ・ 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

- ・ 8月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- ・ 7月決算法人の確定申告・翌年1月決算法人の中間申告
- ・ 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告

新事務所 紹介

今月は8月20日に移転しました新事務所をご紹介します。

新事務所は旧事務所より200m程離れた場所になります。路面電車が走る道路沿いですので、以前より分かりやすい場所になります。

今回こだわった点は2つです。一つ目は事務所とは別に研修室を設け、少人数の研修をいつでも実施できる体制づくりを行いました。二つ目は年々労働問題が増加し、当社でも個別の相談が増えております。このようなニーズに対応するために研修室内に面談スペースを準備し、プライバシーの保護に注力しました。

皆さまの来社を心よりお待ちしております。

※移転の際にはご迷惑をおかけいたしました。今後は皆さまの信頼にお応えできるよう、倍旧の努力をしております。



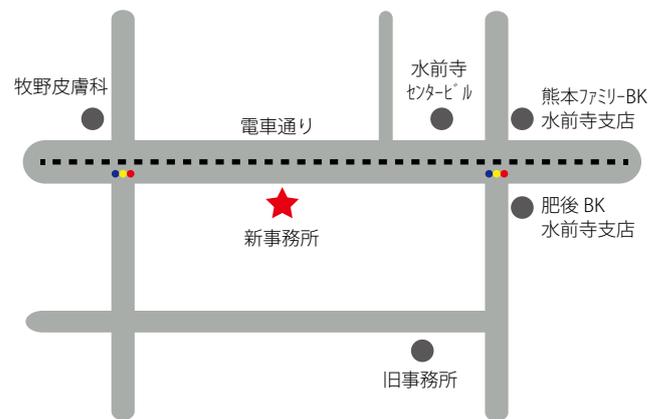
事務所



研修室



面談スペース



〒862-0949
熊本県熊本市中央区国府1丁目13-5
国府不動産ビル2F

月見



月見は、主に旧暦8月15日～16日の夜（八月十五夜）と、旧暦9月13日～14日の夜（九月十三夜）に行われます。八月十五夜の月を「中秋の名月」と呼ぶのに対し、九月十三夜の月は「後（のち）の月」と呼ばれます。十三夜は日本独自の風習と言われており、食べ頃の大豆や栗などを供えることから、この夜の月を豆名月（まめめいげつ）または栗名月（くりめいげつ）と呼ばれています。

**BrainStar**
株式会社ブレインスター
代表取締役 上田 正順
〒862-0949 熊本市中央区国府1-13-5 2F
TEL : 096-211-6055 FAX : 096-211-6065
URL : <http://brainstar.jp>